

長野県福祉サービス第三者評価基準（保育所）の改正について

地域福祉課 福祉監査担当

1 改正の経過

福祉サービス第三者評価事業については、平成 26 年 4 月 1 日付け通知「『福祉サービス第三者評価事業に関する指針について』の全部改正について」により、施設及び事業所が主体的かつ継続的に質の向上に取り組めるよう、共通評価基準ガイドラインを見直すとともに、同ガイドラインの趣旨・目的及び評価内容の理解が促進されるよう、判断基準のガイドラインの見直し等がなされた。


なお、施設等、事業種ごとの特性に応じた内容評価基準については、順次見直しを行うこととされた。

その後、国等において作業が進められていたところであるが「保育所における第三者評価の実施について」、平成 28 年 3 月 1 日付けで通知が発出され、保育所の内容評価基準の改定及び「評価基準ガイドライン（保育所版）」が示されたことにより必要な改正を行うものである。

2 判断基準の体系

1 評価基準の体系と構成

(1) 評価基準の体系

| 共通評価基準 (45項目) | | 内容評価基準 (20項目) |
|------------------|---|------------------|
| I 福祉サービスの基本方針と組織 |  | I 保育内容 |
| II 組織の運営管理 | | II 子育て支援 |
| III 適切な福祉サービスの実施 | | III 保育の質の向上 |

(2) 評価基準の構成

- ・各評価基準（項目）は、「評価対象」「分類」「評価項目」「評価細目」「判断基準」「着眼点」「判断基準の考え方と評価の留意点」で構成

2 国の主な改正点

(1) 共通評価基準

評価項目の整理・統合

項目数：53 項目⇒45 項目

例)・基本理念の明文化の有無と周知状況を分離して確認していた項目を統合等

(2) 内容評価基準

評価項目の見直し

項目の整理、判断基準の見直し

項目数：24 項目⇒20 項目

(3) 判断基準の設定

[旧判断基準]

a 評価・・・・・・・・着眼点をすべて実施している状態。

b 評価・・・・・・・・着眼点が一つでも実施していないものがある状態。

c 評価・・・・・・・・着眼点を一つも実施していない状態。

[新判断基準]

判断基準は、最低基準を満たしたうえで、「よりよい福祉サービスの水準へ誘導する基準」となるよう設定

「a 評価」よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態

「b 評価」 a に至らない状況=多くの施設・事業所の状態

「a」に向けた取組みの余地がある状態

「c 評価」 b 以上の取組みとなることを期待する状態

【留意点】

○各評価項目、評価細目が示す水準は、「判断基準」、「評価の着眼点」、「判断基準の考え方と評価の留意点」により総合的に示している。

○判断基準の「a、b、c」は、評価項目に対する『到達の状況』を示している。

3 長野県の対応

国により、新たな評価基準ガイドラインが示されたことを受け、次のとおり長野県の評価基準の改正を行う。

【長野県の評価基準の改正にあたって】

① 共通評価基準について

国のガイドラインどおり、長野県の評価基準を策定するものとする。

- 事業評価の結果（共通項目）（別添 1 - 3）
- 長野県福祉サービス第三者評価共通評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点【保育所】共通項目（別添 1 - 5）

② 内容評価基準について

内容評価基準にあつては、「児童福祉施設の設備及び運営に関する条例」において、県独自で定めている 2 項目について独自基準を定めるものとする。

- 事業評価の結果（内容評価項目）（別添 1 - 4）
 - ・ A - 1 - (2) - ① 着眼点番号 9 番（P 2）
「内装等には、木材を利用している。」
 - ・ A - 1 - (4) - ② 着眼点番号 98 番（P 9）
「食事の内容は、県産の農畜産物を利用したものとしている。」
- 長野県福祉サービス第三者評価内容評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点【保育所】内容評価項目（別添 1 - 6）
 - ・ P 3 から P 4、「内装等には、木材を利用している。」
 - ・ P 3 2 から P 3 3「食事の内容は、県産の農畜産物を利用したものとしている。」

③ 保育所利用者調査表について（別添 1 - 7）

利用者調査表については、長野県独自基準となっております。

利用者調査表のタイトル「認可保育所」「へき地保育所」を改め、「保育所」とする。